

## 船舶事故調査報告書

平成30年2月21日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年9月24日 09時30分ごろ
発生場所	友ヶ島水道北口付近 友ヶ島灯台から真方位010° 1.5海里付近 (概位 北緯34° 18.3′ 東経135° 00.3′)
事故の概要	遊漁船小嶋丸は、航行中、また、プレジャーボートOVER'Sは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 小嶋丸、4.3トン WK3-24201（漁船登録番号）、個人所有 第252-23719号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート OVER'S、5トン未満 260-41494和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部キールに擦過傷 B 船外機に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、約7ノットの対地速力で西進中、船長Aが釣り場を探索していたところ、至近に迫ったB船に気づき、機関を後進にかけたものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、知人1人を乗せ、友ヶ島水道北口付近において、船外機を運転した状態で漂流して釣りを行っていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、釣り場の探索をしていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、釣りをしている周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が航行中、B船が漂流中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。

<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 釣り場を探索しながら航行する際は、同乗者を見張りに当たらせるなどして常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 漂泊中は、定期的に周囲を確認し、他船の早期発見に努めること。</li></ul>
-----------	---